

平成27年度

第7回

農業委員会総会議事録

平成27年10月26日 開 会

上士幌町農業委員会

平成27年度 第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年10月26日(月)午後2時00分～午後2時42分

2. 開催場所 上士幌町議会委員会室

3. 出席委員(12名)

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 福澤寛幸 | 7番 | 石川信幸 |
| 2番 | 山本弘一 | 8番 | 齋藤哲也 |
| 3番 | 大井隆行 | 9番 | 橋本正則 |
| 4番 | 菅原研 | 10番 | 高木裕巳 |
| 5番 | 早坂均 | 11番 | 佐藤清 |
| 6番 | 阿部修 | 12番 | 早坂晴雄 |

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 報告事項

- 1 農業委員会活動報告
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3 その他

日程第5 協議事項

- 1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について
- 2 農地パトロール(利用状況調査)の実施について
- 3 その他

日程第6 審議事項

- 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 現況証明願について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について

日程第7 その他

- 1 今後の日程について
- 2 その他

6. 農業委員会事務局職員

| | | |
|-------|----|----|
| 事務局長 | 高橋 | 智 |
| 事務局主査 | 森本 | 宏典 |
| 事務局主査 | 櫻井 | 淳史 |

7. 傍聴人 なし

8. 議事録署名委員

| | | |
|-----|----|----|
| 10番 | 高木 | 裕巳 |
| 11番 | 佐藤 | 清 |

◎日程第1 開会宣言

○11番 (佐藤代理)

皆さん、こんにちは。

開会前に本日の出席状況を報告いたします。

本日は、全委員の出席で上士幌町農業委員会会議規則第8条の規定により出席委員が定数に達しておりますので、総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、只今より平成27年度第7回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

◎日程第2 会長挨拶

○議長 (早坂会長)

皆さん、どうもご苦労さまです。

めっきり寒くなってきました。TPPも概ね承諾して、これから農業も益々寒くなると思いますけれども、先の見えない農業ですけれども、頑張っていくしかないと思っております。

今日の総会、慎重審議、よろしく願いいたします。

◎日程第3 議事録署名委員の指名

○議長 (早坂会長)

それでは、日程第3 議事録署名委員の指名を行います。10番 高木裕巳委員、11番 佐藤清代理を指名いたします。よろしく願います。

◎日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告

○議長 (早坂会長)

これより議事に入ります。はじめに、日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告について、事務局長より報告をお願いいたします。

○事務局（高橋事務局長）

それでは、私の方から9月中の農業委員会の活動状況についてご報告をいたします。

【報告事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上で9月の活動報告とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局長より9月中の活動状況について報告がありましたが、何かご質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項1はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（早坂会長）

次に報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について。

貸借等の合意解約をした旨農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定に基づき通知がありましたのでご報告いたします。

【報告事項2について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、報告とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より貸借及び使用貸借の合意解約について報告がありましたが、何かご質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項2はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項3 その他

○議長（早坂会長）

報告事項3 その他について、こちらからはございませんが、皆さま方から何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項はこれで終わります。

◎日程第5 協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

○議長（早坂会長）

次に日程第5 協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について上士幌町長より事前協議がありましたので、その内容の可否について協議を求めます。

【協議事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご協議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より協議事項1の提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。今回は、用途区分の変更が1件出されております。

番号1について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、原案どおり用途区分変更を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号1については原案どおり決定いたしました。

◎日程第5 協議事項2 農地パトロール（利用状況調査）の実施について

○議長（早坂会長）

次に協議事項2 農地パトロールの実施についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

協議事項2 農地パトロールの実施について。

農地法第30条の規定に基づき農地パトロール（利用状況調査）を実施することとしたいのでご協議願います。

【協議事項2について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご協議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より協議事項2の提案理由の説明がありましたが、今回は、11月総会当日の午前中に10か所程度ピックアップして巡回したいとの提案がありますが、この件について、ご意見ございますか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

備考の中に現地確認の日にちが入っているけど、これ去年の話からのその確認したときの日程なのか。

○議長（早坂会長）

事務局、お願いします。

○事務局（櫻井主査）

あくまでも事務局が見に行ったよというだけのことです。例えば8番の方から申請が10月21日にありました。その後で現地を事務局が見に行っ、総会の議案に写真を撮って載せている。その現地確認の日ですね。

○2番（山本委員）

ということは、1年間に見に行った日にちということで理解していいのか。12月なんてまだ来ていないから。去年の12月のことか。

○事務局（櫻井主査）

そういうことです。

○議長（早坂会長）

よろしいですか。ほかにご意見ございませんか。
9番 橋本委員。

○9番（橋本委員）

昨年回ったときの〇〇〇の〇〇〇と〇〇〇の間の土地なんですけども、農地パトロールの後ですね、畑をおこしていたということで、様子を見るという形だったんですが、今年、作付していないんですよ。それで、見に行った方がいいんじゃないかなという感じなんですけど。

○議長（早坂会長）

はい、分かりました。事務局、そちらの方の予定を入れておいてください。そのほか、ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、農地パトロール巡回対象地一覧表及び皆さまからのご指示に基づき、対象地を選定いたしたいと思えます。指示のありました箇所を中心に事務局と三役で巡回地を整理し、協議事項2については、原案どおり実施することに決定いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、協議事項2については、原案どおり実施することに決定いたします。

◎日程第5 協議事項3 その他

○議長（早坂会長）

次に協議事項3 その他について、こちらからはございませんが、皆さま方から何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、協議事項はこれで終わります。次に移ります。

◎日程第6 審議事項 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長（早坂会長）

日程第6 審議事項 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上士幌町長より決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第1号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第1号についての提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。今回は、所有権移転が1件出されております。番号1についてご意見を伺います。ご意見ございますか。
2番 山本委員。

○2番（山本委員）

これ、贈与って出てきたけど、生前贈与ということで理解していいかどうか。

○議長（早坂会長）

事務局。

○事務局（櫻井主査）

おっしゃるとおりです。

○議長（早坂会長）

まだ生きているので。ほかにございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、所有権を移転することと決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第6 審議事項 議案第2号 現況証明願について

○議長（早坂会長）

次に議案第2号 現況証明願についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井主査）

議案第2号 現況証明願について。

北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明交付申請があったので証明書を交付したく審議を求めます。

【議案第2号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第2号について提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。ご意見ございますか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

公簿上が畑で、実際的には住宅が建っていたと。従って、現況証明で認めてほしいという内容なんだけどもね。今後、農業委員会として酪農、畑作ともそうなんですけど、ほとんど住宅を建てるとき資金を使えば、だいたい宅地だとか、そのほかに転用、地目変更するんですけどね。こんな大きなことは今後ないと思うんですけども、宅地だとか、それ建てるときには、1年に1回の農業委員会だよりには出ていると思うんですけど、宅地転用だとか、きちっと施設用地だとかとするようにという方向性で。この人は、農地からも現況証明願だから認めざるを得ないからね、これはね。そういうことでお願いしたい。

○議長（早坂会長）

はい、分かりました。ほかにございませんか。

6番 阿部委員。

○6番（阿部委員）

伺いたいんですけども。町の税務課がね、農地、宅地等の課税をするときに、こういう場合は、宅地課税がなされてないんでしょうか。町の方でそういう部分を把握して農業委員会の方に報告というのは…。要するに町としては、住んでいる以上、住宅が建っていれば当然宅地ですよ。僕らも調べると言っても個人情報ですから、町としては、個人で宅地をおそらく税務課の方で調べられると思うので、そういう部分で税務課の方をお願いして、現況、個人で農

家の方で宅地として土地の申請が上がってない方に関して調べて、その地域の農業委員さんが農地から宅地の方に転用願を出していただきというふうに申し出てもらうように推進しなければならないという部分があるのかなと思うんですけども。

○議長（早坂会長）

事務局、お願いいたします。

○事務局（櫻井主査）

税務の方の地目というのは、実は、うちで言うと公簿地目と現況地目というのがあるんですけど、税務自体も課税地目というのがありまして、公簿の法務局の地目が例えば畑だとしても、課税用に宅地なり何なりというのを別に評価用に持っているんですよ。なので、多分、実際、公簿が畑だとしても現地が宅地化していたら、税務の方では宅地として課税しているはずですよ。

○議長（早坂会長）

よろしいですか。

1番 福澤委員。

○1番（福澤委員）

ということは、畑に住んでいたということになるよね。

○議長（早坂会長）

そうです。ほかにございませんか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

今の話なんですけどね、これ税務課に行かなくても農業委員会に地目名簿があるから、公簿上のやつが全戸あるはずなので、農業委員会で調べれば分かる話であって税務課まで行く必要はないと思うんですよ。だから、ほとんど今、資金や何かを使うから転用だとかそういうことで地目変更が出てくるけどね。さっき言ったように新年号かそういうことで事務局の方でもそういうような啓蒙をしたらいいかなど。そういうことでいいと思います。

○議長（早坂会長）

はい、わかりました。よろしいですか。そのほか、ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、議案第2号については、農業政策委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、農業政策委員会に付託することといたします。福澤委員長、よろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後2時23分)

○議長（早坂会長）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時28分)

○議長（早坂会長）

それでは、福澤農業政策委員長より審議結果の報告をお願いいたします。

○1番（福澤委員）

議案第2号の現況証明願について、番号1につきまして、農業政策委員会を開催いたしました結果を報告いたします。この件につきましては、認めることになりましたので報告をいたします。以上です。

○議長（早坂会長）

只今、福澤農業政策委員長から報告がありましたが、番号1について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、申請どおり認めていくこととしますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

◎日程第6 審議事項 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（早坂会長）

次に議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、同法施行令第15条第2項の規定により審議を求めます。

【議案第3号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第3号について提案理由の説明がありましたが、ここで、ご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、議案第3号については、農地委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、農地委員会に付託することといたします。高木委員長、よろしくお願ひしたいと思います。
ここで、暫時休憩いたします。

（午後2時32分）

○議長（早坂会長）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時36分）

○議長（早坂会長）

それでは、高木委員長より審議結果の報告をお願いします。

○10番（高木委員）

議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請についてですけれども、問題がないということで認めるということに決まりましたので、ご報告いたします。

○議長（早坂会長）

只今、高木農地委員長から報告がありましたが、番号1について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長 (早坂会長)

ないようですので、番号1については、申請どおり転用を認めていくこととしますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 (早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第6 審議事項 議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について

○議長 (早坂会長)

次に議案第4号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 (櫻井主査)

議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項に基づき、あっせんの申し出があった農用地について、農地保有合理化法人による買入れが特に必要と認められるため、同法第13条の2第1項に基づき、上士幌町長に買入れを要請したく審議を求めます。

【議案第4号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長 (早坂会長)

只今、事務局より議案第4号について提案理由の説明がありましたが、ここで意見を伺います。番号1について、ご意見ございますか。

2番 山本委員。

○2番 (山本委員)

これ、買入協議ということは、将来、〇〇〇が買うという契約か。5年若しくは10年後に。ということで理解していいんだね。

○議長 (早坂会長)

事務局。

○事務局 (櫻井主査)

おっしゃるとおりです。

○議長（早坂会長）

ほかにございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、町長に対し、買入れを要請すること
といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第7 その他1 今後の日程について

○議長（早坂会長）

日程第7 その他に移ります。その他1 今後の日程について事務局より説
明をお願いします。

○事務局（森本主査）

来月の日程表を掲載しております。主なところを申し上げますと、先月の総
会の際にもご案内しましたが、12（木）に十勝農委連主催の講演会と北海道
農業会議主催の地区別農業委員等研修会がございませぬので、よろしく願
いいたします。

それから、来月の総会は20日（金）を予定したいということで載せてお
ります。翌週になりますと議会の常任委員会等の日程が入ってきますし、農業
青年の大阪交流会が今年、本町当番になっておりまして、その準備等のこと
もありますので、20日に総会をお願いしたいということです。以上です。

○議長（早坂会長）

事務局から説明がありましたが、質問、意見ございませんか。日程ど
おりでよろしいでしょうか。

（「よろしいです」の声）

◎日程第7 その他2 その他

○議長（早坂会長）

その他は、こちらからはございませんか、何か皆さま方からございませ
んか。

(「なし」の声)

○議長 (早坂会長)

ないようですので、総会を閉じさせていただきます。

◎ 閉会宣言

○議長 (早坂会長)

これをもって、平成27年度第7回農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(閉会時刻 午後2時42分)